広島市火葬場等及び広島市納骨堂に係る指定管理者候補者の選定について

広島市火葬場等及び広島市納骨堂について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

１　施設の概要

⑴　施設名及び所在地

広島市永安館ほか４施設　　広島市東区矢賀町ほか（別表参照）

⑵　事業内容

ア　火葬場　　遺体の火葬等に関する業務

イ　葬儀火葬場　　遺体の火葬等に関する業務

（西風館のみ）　葬儀場の供用に関する業務

ウ　納骨堂　　焼骨の収蔵等に関する業務

２　選定（非公募）の概要

⑴　指定管理者候補者名

まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）（広島市中区袋町４番３１号）

⑵　非公募理由

広島市火葬場等及び高天原納骨堂の現指定管理者であるまごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）は、年度終了後に実施する「指定管理者の業務実施状況評価」の評価において指定期間（５年間）の１年目より３年連続して高評価（Ｓ又はA）となるとともに、現指定期間の終了後も引き続き同施設の管理運営を希望していることから、更新制を適用し、同グループを非公募により指定管理者とする。

３　健康福祉局指定管理者指定審議会（公募衛生施設部会）委員

役職	職名	氏名
会長	健康福祉局長	細谷　昌弘
副会長	健康福祉局次長	田所　一三
委員	保健医療担当局長	加賀谷　哲郎
委員	税理士	吉岡　仁彦
委員	県立広島大学名誉教授	笠置　恵子
委員	県立広島大学大学院経営管理研究科教授	露木　真也子

４　審査の概要

⑴　審査の方式

健康福祉局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

⑵　評価基準等

別紙「広島市火葬場等及び広島市納骨堂指定管理者候補者の評価基準」のとおり。

５　審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）**を指定管理者候補者として選定した。

申　　請　　者	まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）
評　価　項　目　１	適
評　価　項　目　２	適
評　価　項　目　３	適
評　価　項　目　４	適
◎　指定管理料上限額 ２３億５，８６５万７千円 ◎　指定管理料提案額 ２３億５，８６１万５千円	

※　指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は１０％で算出している。

６　指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

＜別表＞

区分	施設名	所在地	定休日	開場時間
火葬場	広島市永安館	広島市東区矢賀町	1月1日、1月2日及び秋分の日	午前9時30分から午後4時まで ※葬儀場（西風館のみ）は、午前9時から午後9時まで（ただし、葬儀場の遺族控室にあっては、午前零時から午後12時まで）
	広島市可部火葬場	広島市安佐北区可部町		
	広島市五日市火葬場	広島市佐伯区五日市町		
葬儀火葬場	広島市西風館	広島市安佐南区伴西二丁目		
納骨堂	広島市高天原納骨堂	広島市東区尾長町	なし（ただし、受付については1月1日、1月2日及び秋分の日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）	終日

参　考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進する行政施策に係る取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となったまごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）の取組状況＞

確　認　項　目			取組状況	備　考
障害者雇用率の達成	①　障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.5%）】		達成（4.99%）	障害者の雇用義務有り
	②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合		非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001若しくはISO 14005又はエコアクション21の取得		有（ISO 14001）	
男女共同参画・子育て支援の推進	①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定		無	
	③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		無	
地域貢献度	①　広島市内に、	本店がある場合	該当	
		本店がなく支店がある場合	―	
		その他事業所等がある場合	―	
	②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	８割以上の場合	該当	
		５割以上で８割未満の場合	―	
		２割以上で５割未満の場合	―	

別紙

広島市火葬場等及び広島市納骨堂指定管理者候補者の評価基準等

ア　評価項目

評　価　項　目	適　否
【１　市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ①　利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【２　施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ①　業務の目的を認識し、管理運営が適切に行われるものとなっているか。 ②　定期的な研修の実施など、職員等の質の向上や接遇面の充実を図り、利用者に対するサービスの向上を図れるものとなっているか。	
【３　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ①　団体の経営は安定しているか。 ②　市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③　個人情報等の管理体制は適正か。 ④　緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤　サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【４　管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

（注）　上記評価項目のうちいずれか１項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

イ　本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確　認　項　目	取組状況
【１　障害者雇用率の達成】 ①　障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【２　環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション２１の取得	有・無
【３　男女共同参画・子育て支援の推進】 ①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【４　地域貢献度】 ①　広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に、本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内に、その他事業所等がある場合	該当・非該当
②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当

※　ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況を確認する。